

余裕期間制度試行マニュアル

平成31年 4月

県土整備総務課・技術管理課

1 余裕期間制度試行マニュアルについて

余裕期間制度は平準化の取り組みの一環であり、法律に基づいた対応であること。また、受発注者相互にメリットがあるため、余裕期間制度が円滑に運用されるように制度を理解する必要がある。

余裕期間制度については、「余裕期間制度の試行に係る事務処理要領（以下「試行要領」という）」に必要事項が定められているが、本マニュアルは、余裕期間制度の目的、設定方法から工事の完成までの取扱いや注意事項を整理し、制度を理解して受発注者ともに実務で円滑に運用されるように作成したものである。

余裕期間制度を分かりやすく説明するために、マニュアルに以下の用語を追加しています。

余裕期間制度の施行に係る事務処理要領

第2条(定義)

(1) 工期

工事を実施するために要する準備及び後片付けの期間を含めた始期から終期までの期間をいう。

(2) 工事開始日

工事現場への技術者等の配置を開始する日をいう。

(3) 余裕期間

工期の始期から工事開始日の前日までの期間をいう。

(4) 発注者指定方式

発注者が余裕期間及び工事開始日を設定する方式をいう。

(5) フレックス方式

発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が工期の始期から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で工事開始日を設定する方式をいう。

試行マニュアル

マニュアルには以下の用語を追加

(1) 全体工期

余裕期間と実工期の合計で、契約上の始期日と終期日を示す期間のこと。(=工期)

(2) 実工期

実際に工事を施工するために積算上必要な期間のこと(準備期間と後片付け期間を含む。)

(3) 工事開始期限日

フレックス方式の場合に発注者が設定する工事開始日の期限日のこと。

(4) 実工事期間

工事開始日から工期の終期までの期間。

(実工期+余裕期間の残り。フレックス方式の場合の実際の工事期間)

(4) 積算工期

予定価格算出のために、積算で用いる工期。

2 施工時期の平準化について(関係法令)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する(平成26年法律第56号)

(発注者の責務の改正)

第四条

一 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならないものとする。

4 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成26年9月30日閣議決定)(抄)

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

(3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)(抄)

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施(発注や施工時期等の平準化)

(2) 工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

3 施工時期の平準化の目的について

現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)が改正されたところです。

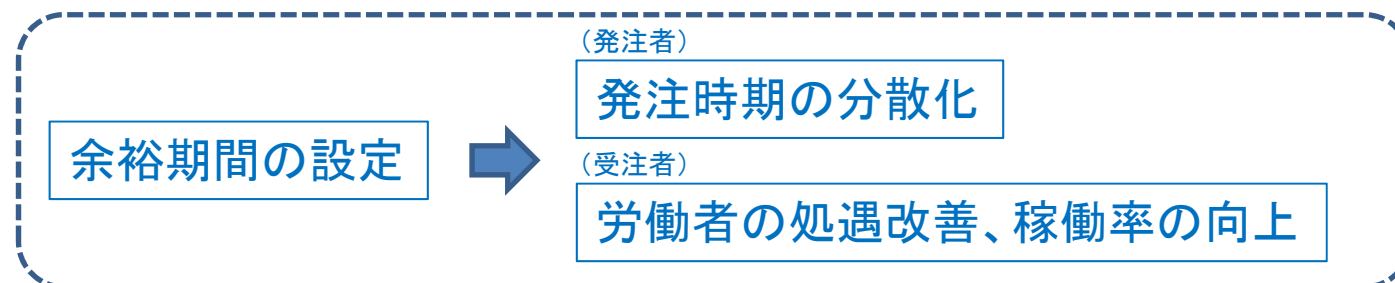
同法においては、発注者の責務として計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに、同法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

公共工事については、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向にあります。

このような年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することは、発注者からみれば施工確保対策、中長期的な公共事業の担い手確保対策にも資することとなります。

また、受注者からみると、企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上による建設業の機械保有等の促進などの効果も期待され、建設産業システムの省力化・効率化・高度化に寄与することが考えられます。

施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。



4 平準化の効果、取り組み

平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性の向上)することが考えられる。

(発注者)

- 人材・資材の効率的な活用を促進することにより、入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

(受注者)

- 人材・機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者(技術者・技能者)の処遇改善(特に休日の確保など)
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進(建設業の災害時の即応能力も向上)

平準化に向けた取組

平準化の目標設定を行い、以下の取組を行う。

- 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用 ⇒ H31年4月から試行
- 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注 ⇒ 平準化計画書を作成し、進捗管理
- 上半期の発注率を目標設定し、早期発注を促す

平準化率の目標設定: H31年度を目標年度とし、件数および金額の平準化率を0.8とする。

(H30年度から県土整備部で試行)

5 施工時期の平準化および余裕期間制度について

発注・施工時期の平準化

◆平準化の目的

公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい。特に第1四半期は工事量が少なく、1年を通して労働力や機材等の能力をフルに使い切れていない状況であることから、年度末に集中する工期の分散が必要。

◆対応

工事特性や地域性を配慮し、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注・施工時期の平準化に努める。

◆施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消(施工時期等を平準化)し、年間を通じた工事量を安定させることで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性向上)。

- ・建設業の企業経営の健全化
(人材・機材の実働日数の向上)
- ・労働者(技術者・技能者)の処遇改善
(特に日給等の労働者は年収に直接影響)
- ・稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
(建設業の災害時の即応能力も向上)

H31年2月14日付県土総第4272号「公共工事の円滑な施工確保について」及び「速やかな繰越手続の実施について」

余裕期間の設定

◆余裕期間の目的

受注者の円滑な工事施工体制の整備を図るため、建設資材、労働者等の確保を計画的に準備するための期間を設定する。

◆余裕期間の設定

契約ごとに、60日以内で余裕期間を発注者が設定。工事の始期を発注者が指定、または、受注者が選択する。

供用期間等の制約が比較的緩やかな工事などについて、支障の無い範囲で余裕期間を設定。

余裕期間を与えることにより繰り越しが生じないように配慮。

◆手続き

- ①入札公告・入札説明書・特記仕様書への記載
余裕期間内は、現場代理人及び技術者の配置は要しないものとする。現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- ②契約書に記載する工期
余裕期間と実工期を合わせた全体工期とする。

◆対応

平成31年度から県土整備部で1億円以上の工事を対象にして、余裕期間制度を試行する。
試行方針は総合評価実施方針等で決定する。

6 余裕期間制度とは

(試行要領 第1条2条4条)

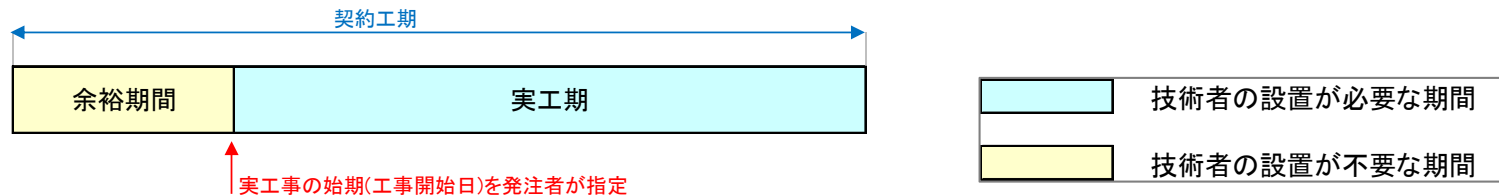
余裕期間制度は、契約ごとに、60日以内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事開始日)を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。

柔軟な工期の設定等を通じて、発注者は集中する発注時期の分散化。受注者は建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、両者が平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用していく。また、工期の余裕により受注者に労働環境の改善し、担い手対策等に積極的に取り組む環境を与える。

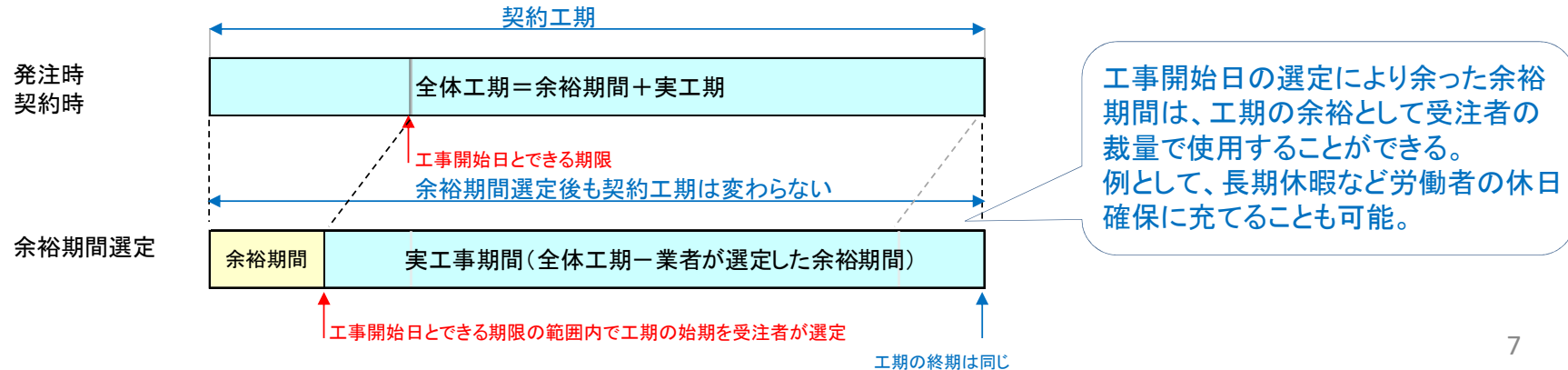
余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法(以下「発注者指定方式」という。)
- ② 発注者があらかじめ設定した全体工期を変えずに、工事開始日の期限までの間で、受注者が工事の始期を選択。余った余裕期間は工期の余裕として与える方法(以下「フレックス方式」という。)

①「発注者指定方式」: 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「フレックス方式」: 当初設定した全体工期を変えずに、工事の始期のみ選択し、残った余裕期間は工期の余裕として与える方法



7 余裕期間制度の対象工事

対象工事は、一般競争入札のうち入札公告又は指名通知で余裕期間制度の対象工事であることを明示したもの。
余裕期間制度試行の実施方針は、別途決定する。(H31年度は1億円以上の工事)
余裕期間制度の対象とできる工事は、原則余裕期間を試行する。

余裕期間制度の対象外とする工事

- 災害復旧等緊急を要する工事
- 余裕期間を設定することによって完成予定年度を超える(新たに繰越になる)工事、又は、超える恐れのある工事
- 議会案件工事
- その他工事の目的等が制度と合わないもの(有益とならないもの)

余裕期間適用想定工事(例)

余裕期間の方式	想定工事
発注者指定方式	渇水期しか施工できない工事を早期発注する場合。 観光シーズンを避けて施工する工事を早期発注する場合。 農繁期を避けて施工する工事を早期発注する場合。 施工期間に制限のある工事を確実に施工するため、準備期間を確保したい工事。
フレックス方式	余裕期間を設定しても全体事業計画に影響しない工事 新技術や特殊工法等を採用する工事 材料手配の困難が想定される工事 ゼロ債務工事(前倒し工事) 積極的な休日確保等(働き方改革)を目指す工事

注意ポイント

発注段階で工事着手条件が整っていることが前提です。未買収地があり、契約見込み状態で余裕期間制度の対象にすることは出来ません。

8 余裕期間内の監理技術者配置等について

「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)において、監理技術者等の専任期間について、以下のように記載されている。

「監理技術者制度運用マニュアル」【抜粋】

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ、契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

<中略>…

なお、フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続き上明確になっている契約方式に係る工期をいう。)を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

ここで、フレックス工期を採用した場合の取り扱いが定められているところであるが、余裕期間を設定した場合においても同様に、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間(余裕期間)は、監理技術者等を設置することを要しないことに留意する。

なお、余裕期間内は、監理技術者等を設置しない(工事開始日前)ため、現場着手してはならない。

9 余裕期間中の制限事項

(試行要領 第8条9条)



余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物設置等の工事着手が出来ない。
 余裕期間内の現場管理は、発注者が行う。
 ただし、余裕期間内であっても現場に搬入しない資材等の準備や下請け等の手配・契約が可能。

余裕期間を設定した場合の制限事項

	余裕期間中										
	現場代理人 の常駐義務	技術者の配 置	契約行為	現場着手			材料手配		関係機関へ の手続き	現場内の 立会	現場内の 立入(確認)
				現場事務所 設置	工事看板の 設置	起工測量	材料手配・ 契約	材料 現場搬入			
受注者(元請)	不要	不要	○	×	×	×	○	×	○	△	△
下請業者	—	(不要)	○	×	×	×	○	×	○	△	△

※余裕期間中の現場立入等は発注者に了解を得る必要があります。
 (余裕期間中の現場管理責任は発注者側にあることを留意すること。また、現場着手と見なされる行為はできません。)

注意ポイント

受注者は余裕期間内中に工事予告看板の設置や起工測量も出来ません。
 現地の立ち会いは発注者の了解(協議)が必要。

10 工事名の表示方法について

余裕期間制度を適用する場合は、設計書の工事名の末尾に下記のとおり記載すること。

発注者指定方式……(余指)

フレックス方式……(余フ)

工事名設定例 1 (河川工事に発注者指定方式を設定する場合)

荒川河川工事(明許)(余指)

工事名設定例 2 (道路工事にフレックス方式を設定する場合)

一般国道358号道路工事(一部債務)(余フ)

注意ポイント

文字は全て全角。入札参加者への意思表示と事務処理ミスを防ぐために必ず表示すること。

11 工期について

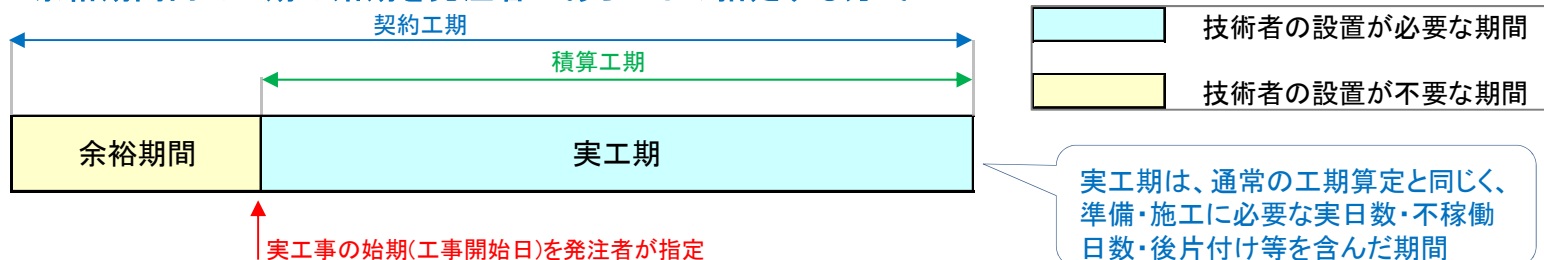
(1) 公告時の工期設定(全方式共通)

当該工事の実工期を算出し、60日以内で余裕期間を追加した全体工期を工期とする。

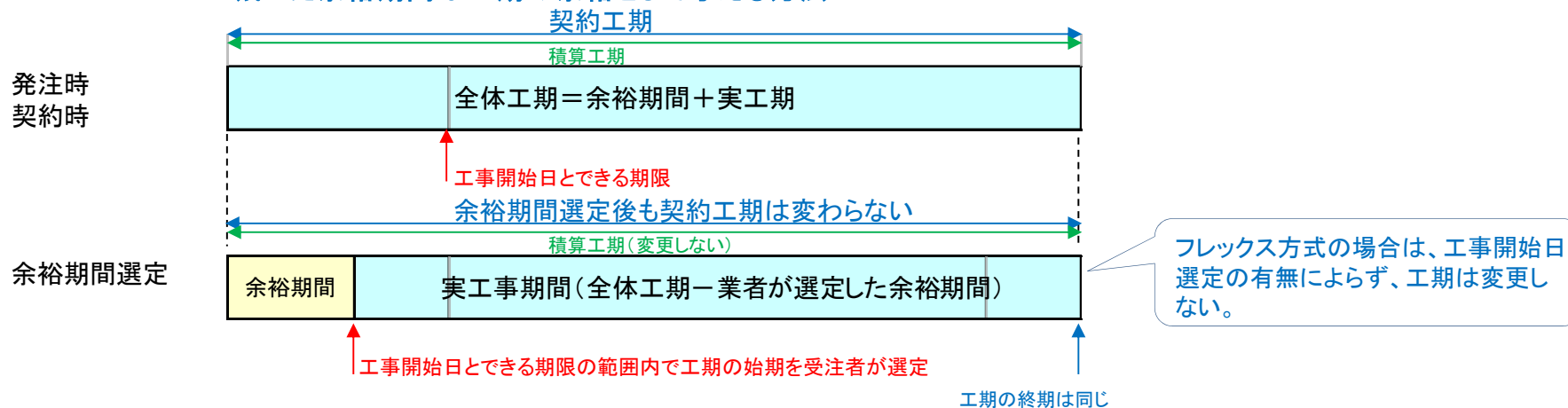
(2) 契約時の工期

余裕期間を含めた全体工期を契約工期とする。

①「発注者指定方式」: 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「フレックス方式」: 当初設定した全体工期を変えずに、工事の始期のみ選択し、残った余裕期間は工期の余裕として与える方法



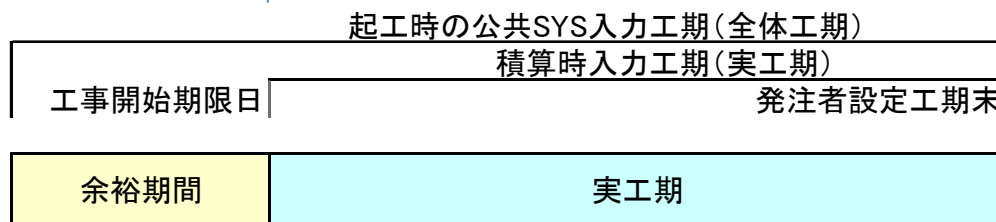
12 積算上の注意点(発注者指定方式)

余裕期間を設定した場合は、実工期により積算する。
実工期は、通常の工期算定と同じく、準備・施工に必要な実日数・不稼働日数・後片付け等を含んだ期間で算定する。

(通常の積算方法)

実工期		
準備	施工日数	片付

(発注者指定方式の積算方法) 発注者指定方式は、実工期により積算。(余裕期間を考慮しない)



発注者指定方式では、施工時期が特定されるため、実工期が積算工期となる。

注意ポイント

積算システムの工期は実工期。公共システムに登録する工期は全体工期となるため、設計書取り込み後に工期の始期を修正する必要があります。

13 積算上の注意点(フレックス方式)

余裕期間を設定する場合は、積算工期は全体工期。損料等は実工期により積算する。
実工期は、通常の工期算定と同じく、準備・施工に必要な実日数・不稼働日数・後片付け等を含んだ期間で算定する。

(通常の積算方法)

実工期		
準備	施工日数	片付

(フレックス方式の積算方法)

フレックス方式は、通常の積算に余裕期間を工期に追加する。
(冬期係数のみ影響する)

起工時の公共SYS入力工期(全体工時)			
積算時入力工期(全体工期)			
全体工期 = 余裕期間 + 実工期			
準備	施工日数	片付	余裕期間

フレックス方式は、受注者が余裕期間を設定する。
余裕期間を設定しなければ、施工日数の余裕として使用することも可能。

注意ポイント

フレックス工期は、施工時期の特定ができないため、積算に入力する工期は全体工期。交通誘導員や損料等の積算は実工期で行う。

14 特記仕様書記載例

第〇条 主任技術者等の専任期間(特記仕様書作成要領の記載例を以下に変更する)

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の設置を要しない。
2. 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成検査結果通知書」等における日付)とする。

第〇条 工期

【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(発注者指定方式)を設定した工事である。余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期:平成■■年■■月■■日から平成●●年●●月●●日まで

工事開始日:平成▲▲年▲▲月▲▲日

↑※発注者が指定する工事開始日を記載。

なお、低入札価格調査等により、必要とした日数を余裕期間から控除する。また、調査等により工事の始期予定日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【フレックス方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(フレックス方式)を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間の終期とすることができる限度の日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、余裕期間を設定する場合は、契約日に工事の始期を発注者に工事開始日設定通知書により通知しなければならない。なお、余裕期間設定後に余裕期間の変更が必要となった場合には監督員と協議すること。

工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期:平成■■年■■月■■日から平成●●年●●月●●日まで

↑※余裕期間を含む工事の全体工期を記載。

工事開始日:平成■■年■■月■■日から平成●●年●●月●●日
の間で受注者が選択する日

※発注者が指定する工事開始日の期限を記載。

※契約時に工事開始日設定通知書の通知が無い場合は、余裕期間を設定できない。

※余裕期間選定後の余裕期間の変更については、選定した工事開始日の7日前までであれば、変更理由が記載された工事打合簿により変更協議可能とする。

なお、低入札価格調査等により、必要とした日数を余裕期間から控除する。また、調査等により工事の始期予定日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第〇条 CORINS への登録(以下を追加する)

主任または監理技術者の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとする。(着手前の余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

15 一般競争入札における公告例

○「フレックス方式」の場合

「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告
(余裕期間制度の適用対象工事) ①

山梨県が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。
なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものです。②

平成31年〇月〇〇日

〇〇建設事務所長 〇〇〇〇

一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

工 事 名	〇〇〇〇工事(余フ) ③		
事 業 名	〇〇〇〇事業		
工 事 番 号	〇〇建設事-19-0037		
工 事 場 所	〇〇郡〇〇町飯喰地内		
工 事 概 要	1	工 事 内 容	
	2	予 定 工 期	平成31年〇月〇日～平成32年〇〇月〇〇日
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	フレックス方式 平成31年〇月〇日～平成32年〇〇月〇〇日の間で 受注者が選択する日 ④
	4	予 定 価 格 (税 込 み)	¥〇〇〇〇〇〇 (税率8%)
	5	分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用

(一般競争入札公告共通事項に追記する内容)

12 余裕期間制度の適用に関する事項 ⑤

(1) フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事の工事開始日
対象工事がフレックス方式による余裕期間制度を適用する工事の場合は、受注者は、工事開始日に記載した期間の範囲内で工事開始日（工事現場への技術者等の配置を開始する日をいう。）を選択することができる。この場合において、工事開始日の選択を希望する受注者は、契約を締結する日に、余裕期間制度の試行に係る事務処理要領に定めるところにより、発注者に届け出なければならない。

(2) 余裕期間内の技術者の配置
受注者は、余裕期間（予定工期の始期の日から工事開始日（フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事にあっては、受注者が工事開始日として選択した日）までの期間をいう。）内は、対象工事の工事現場へ技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(3) 余裕期間中に受注者がすることができない行為
受注者は、余裕期間内は、工事現場への資材の搬入、現場事務所の設置、測量、現場の確認その他の工事を実施するための準備行為を行うことができない。ただし、受注者が当該準備行為を行うための資材又は労働者の確保に関する契約を締結することについては、この限りでない。

(4) 落札者の決定を保留した場合の特則
工事に係る入札において、調査の実施等により落札者の決定を保留した場合は、次のア又はイに定めるところにより取り扱うものとする。
ア 契約を締結する日が余裕期間の終期の日（フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事にあっては、余裕期間の終期とすることができる期限の日。イにおいて同じ。）以前の日となるときは、当該余裕期間の終期の日は、これを変更しないこと。
イ 契約を締結する日が余裕期間の終期の日の日翌以降の日となるときは、余裕期間制度を適用しないこと。

(5) その他余裕期間制度の適用に関する定め
入札に参加を希望する者は、余裕期間制度の試行に係る事務処理要領を熟読のうえ、入札に参加すること。

追記内容

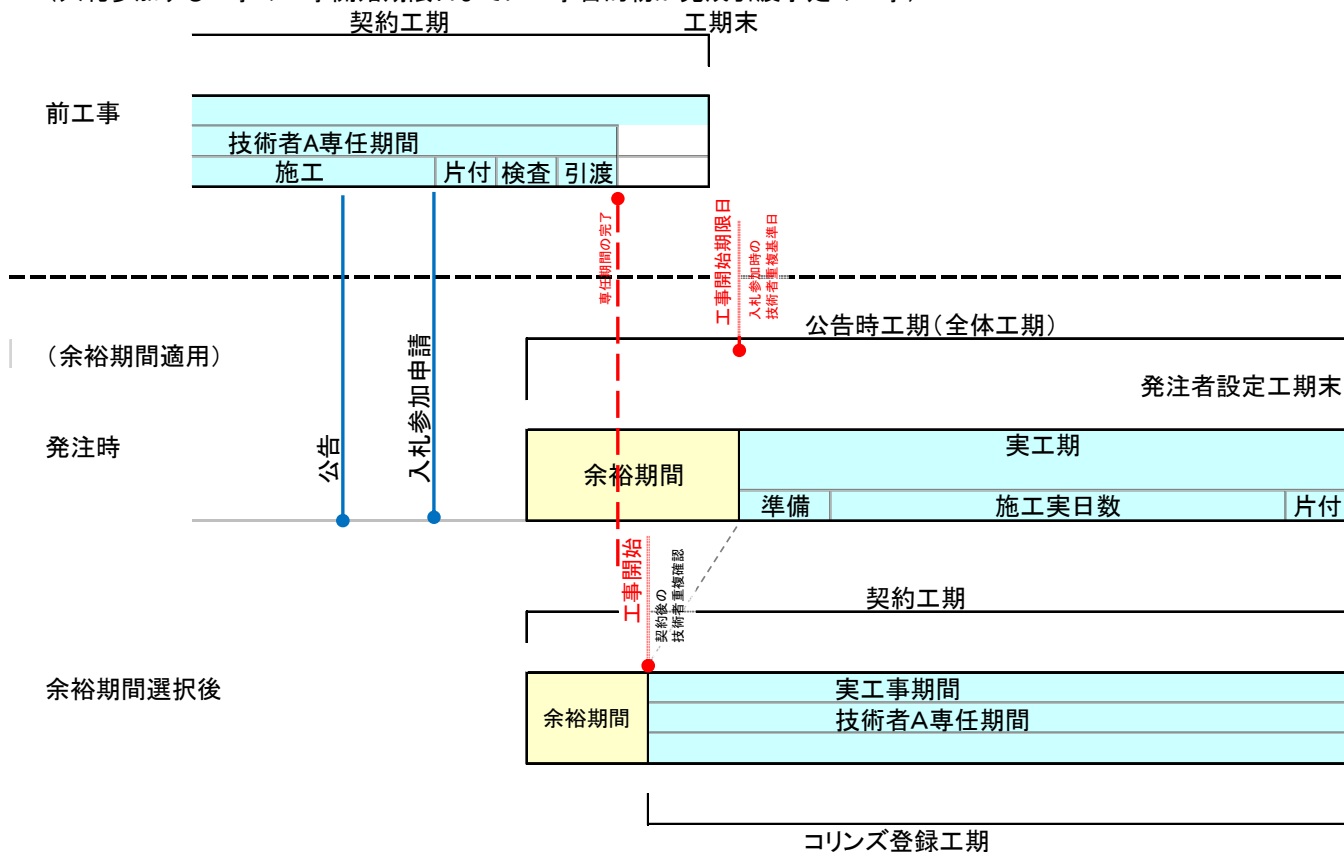
- ①余裕期間制度の対象工事であることの明示
- ②余裕期間制度試行要領の適用を受けること
- ③工事名に最後に(余フ)
- ④余裕期間制度の方式 及び工事開始日として設定できる期限
(発注者指定方式の場合は工事開始日)
- ⑤余裕期間制度の適用に関する事項

16 技術者の入札参加とコリンズ登録について

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者と同様に現場代理人や担当技術者の設置も必要としない。
 コリンズに登録する技術者は、全体工期ではなく、実工事期間に基づき登録。
 余裕期間内に前工事が完了し、工事目的物が完成引渡(予定)する工事であれば同じ技術者で入札参加可能。
 前工事の進捗状況により、余裕期間の選択が可能。

入札参加可能な技術者について

(入札参加する工事の工事開始期限日までに工事目的物が完成引渡予定の工事)



余裕期間内に前工事が完了し、
工事目的物が完成引渡(予定)
する工事



同じ技術者Aを配置
(入札参加)可能

コリンズに登録する工期は、
工事開始日～契約の工期の
終期日で登録する。

※準備・後片付け期間は、特記仕様書に専任の取扱いの記載があれば専任の必要はありませんが設置が必要です。

17 余裕期間の手続きについて(フレックス方式)

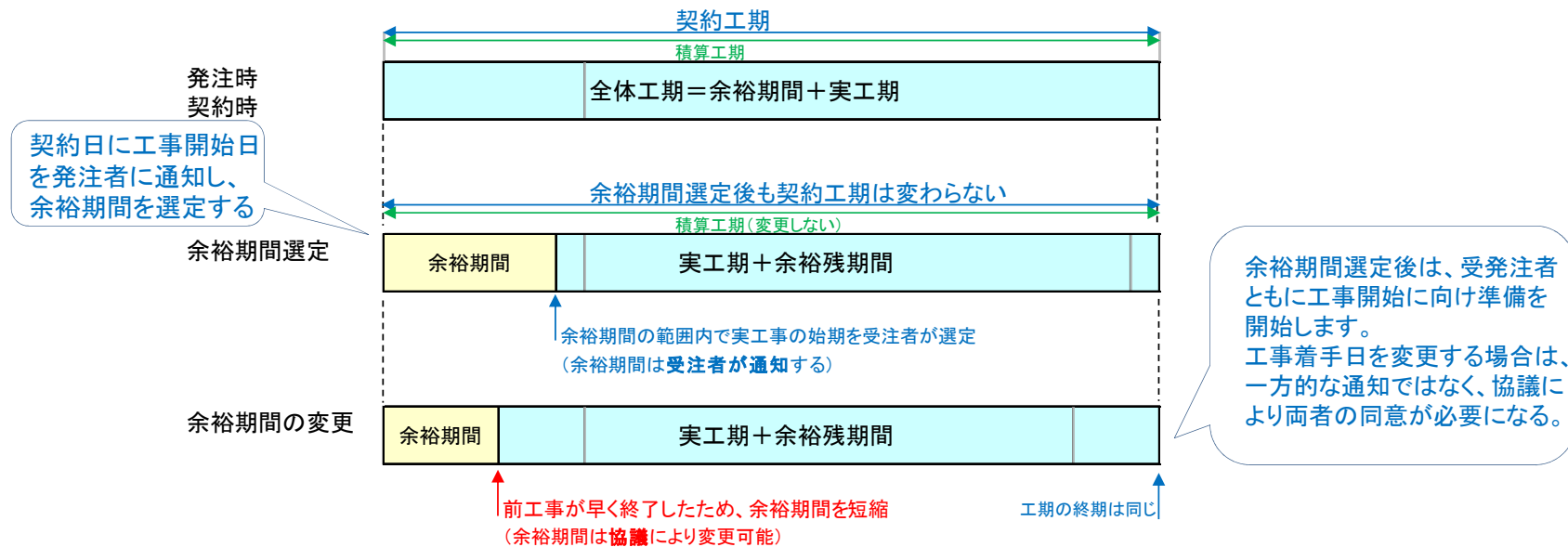
(試行要領 第6条)

「フレックス方式」は、予め発注者が設定した余裕期間内で受注者が工事着手までの余裕期間を選定。残った余裕期間は実工期の余裕となる。

工事着手までの余裕期間を設定する場合は、契約日に工事開始日設定通知書により、発注者に通知する。

余裕期間選定後に余裕期間を変更する場合は、工事開始日の7日前までに、工事打ち合わせ簿により、変更理由を明示し、受発注者で協議により決定し、受注者は速やかに変更後の工程表を提出する。

○フレックス方式において余裕期間を変更する場合



注意ポイント

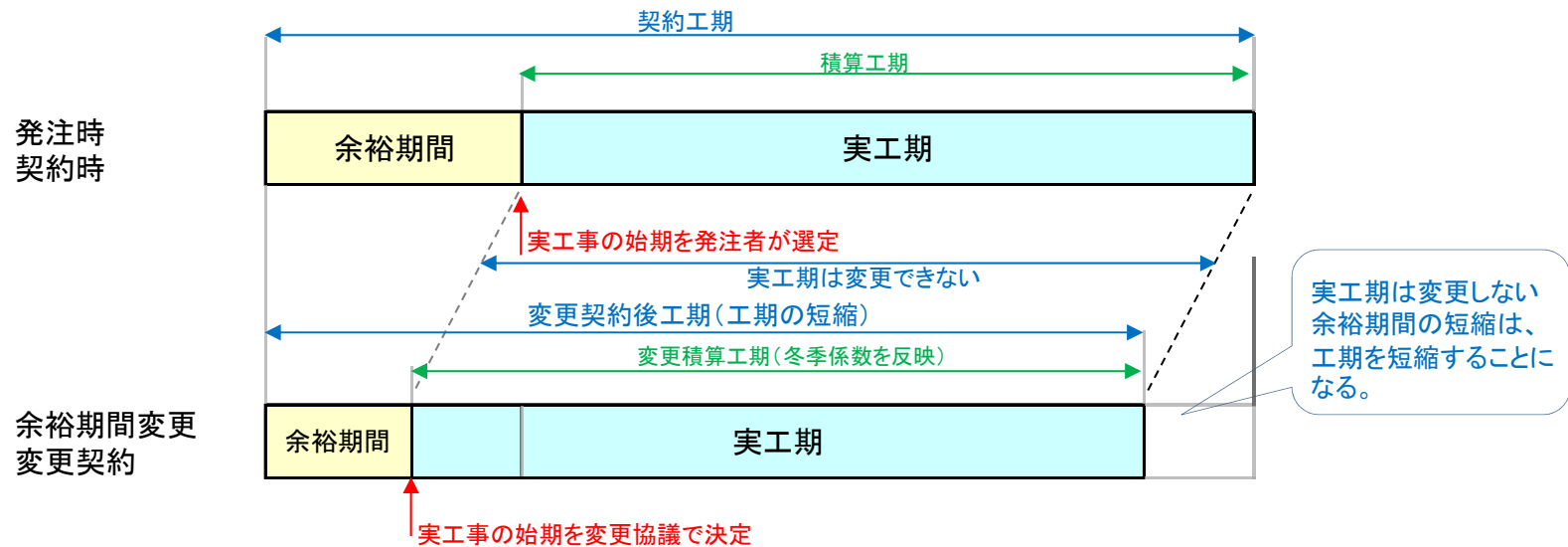
契約日に余裕期間の通知がない場合は、通常工事と同じく、技術者等の設置が必要となり、契約後30日以内に工事着手することになる。

余裕期間は公告時に設定した日数を超えることは出来ない。

18 余裕期間の変更について(発注者指定方式) 参考

「発注者指定方式」は、決まった余裕期間が契約条件となっているため、原則として変更されない。
「発注者指定方式」で、余裕期間をやむを得ず変更する場合は、契約変更が必要となる。
余裕期間を短縮する場合は、実工期を変えずに契約工期(全体工期)を短縮する。

○発注者指定方式において余裕期間を変更する場合



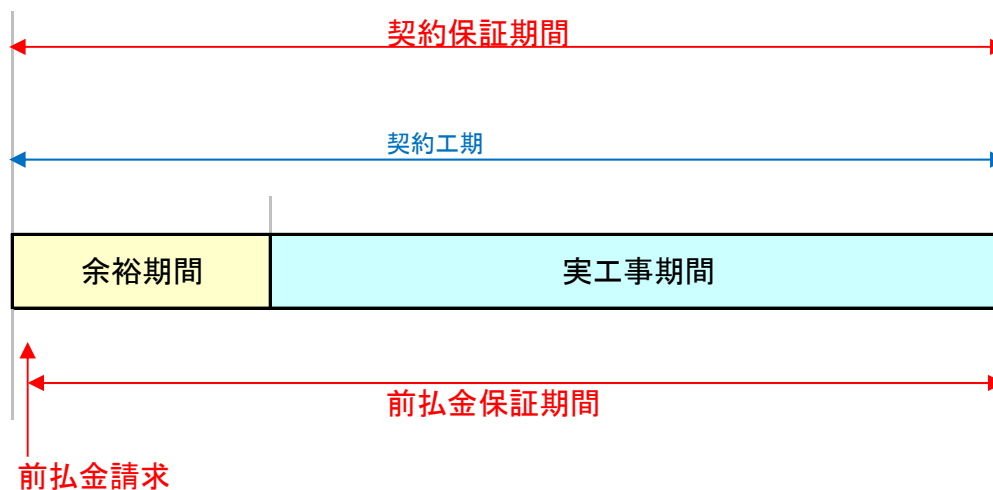
注意ポイント

余裕期間の変更は入札条件と異なるため、受発注者のどちらかが一方的に求めることは出来ません。
発注者側の調整状況等や受注者側の技術者など体制確保等考慮して、事前協議が必要となります。

19 契約保証・前払金について

契約保証の取り扱いは通常工事と同じく契約工期を含む保証期間。
前払金の取り扱いは通常工事と同じく契約締結後に請求可能。

○余裕期間制度を適用した工事の保証期間のイメージ



※余裕期間内であっても現場に搬入しない資材等の準備や下請け等の手配・契約が可能であるため、前払金は通常工事と同じく、契約締結後に請求可能としている。

注意ポイント

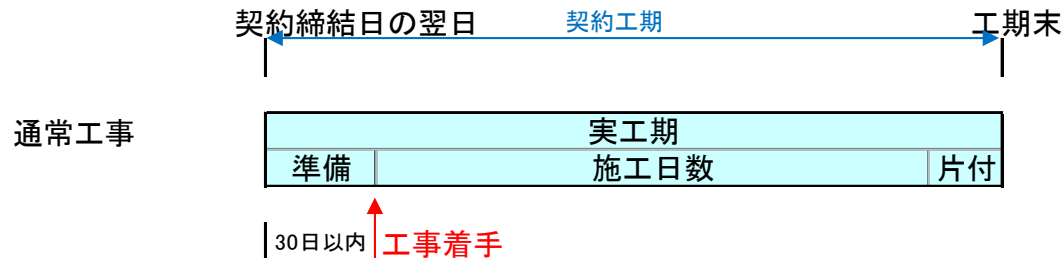
前払金については、国発注工事と取り扱いが異なります。

20 余裕期間後の工事着手

(共通仕様書 1-1-1-8)

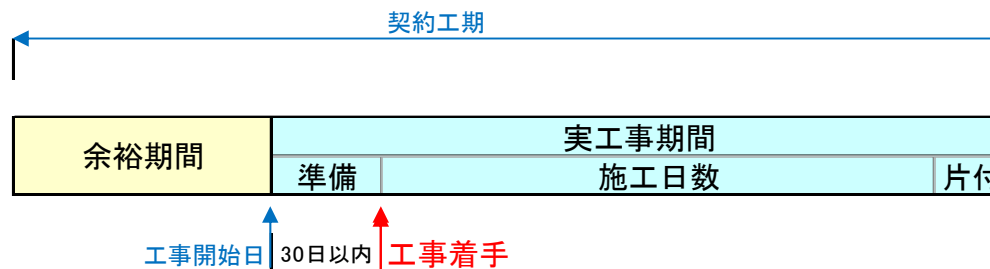
余裕期間後の工事着手期限は通常工事と同じく工事開始日以降30日以内に着手しなければならない。

○通常工事の考え方




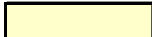
工事開始日と工事着手の関係を理解し、余裕期間を設定すること。

○余裕期間を選定した工事



※工事着手の手続きは通常工事と同じ

 技術者の設置が必要な期間

 技術者の設置が不要な期間

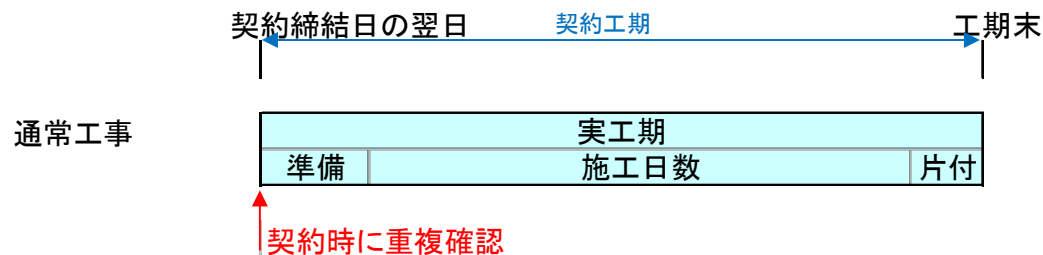
注意ポイント

余裕期間後にも、通常工事と同じ準備期間があり、すぐに工事着手とならないので注意が必要です。河川工事など11月から河川内工事となりますが、その前に準備工が必要となることに留意する必要があります。

21 技術者の重複確認

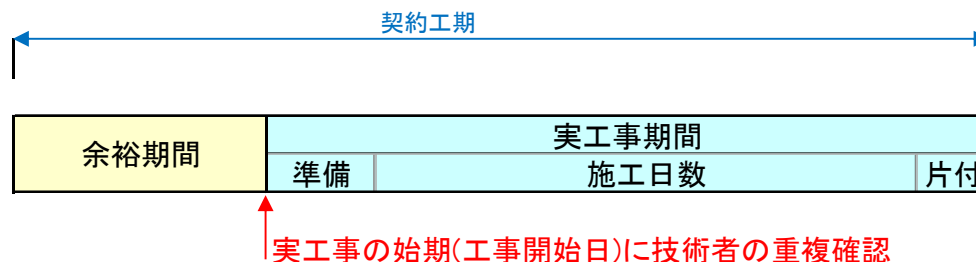
技術者の重複確認は実工事の始期(工事開始日)に行う。


○通常工事の考え方

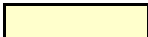


工事開始日に配置予定技術者を配置できない場合は通常工事と同様に指名停止及び契約解除となります。

○余裕期間を選定した工事



 技術者の設置が必要な期間

 技術者の設置が不要な期間

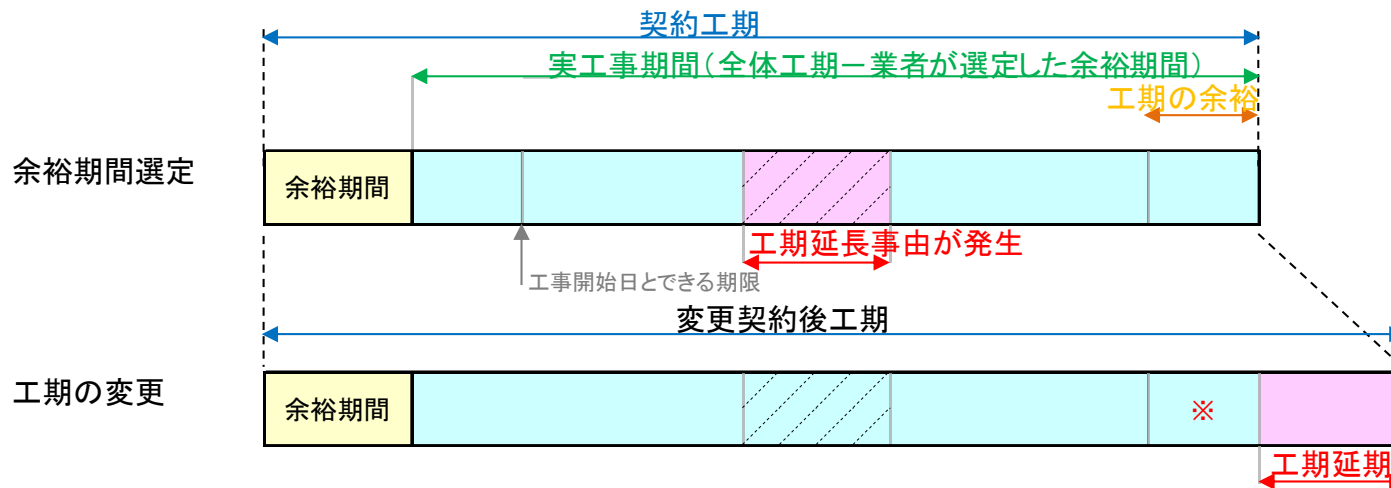
注意ポイント

フレックス方式の工事開始日は、工事開始日設定通知書又は工事開始日変更協議書でなければ確認できません。
重複確認を忘れないように工事開始日設定通知書と協議書(写し)は契約図書に綴る等の対応が必要です。(チェックリストを用いている場合は修正が必要となります)

22 工期延期について

工事開始日以降に受注者の責めに帰すことができない事由による工期の延長が必要になった場合は、通常工事と同様に工期延期が可能となる。ただし、日数については発注者が積み上げたもの原則とし、協議により決定する。

「フレックス方式」で受注者の責めに帰すことができない事由による工期の延長が必要になった場合



※工期の余裕は受注者と協議し、了解が得られた場合のみ延長期間から控除できる。

注意ポイント

余裕期間制度を適用した工事であっても、工期延期は通常工事と同じ取扱いであり、協議が必要となります。

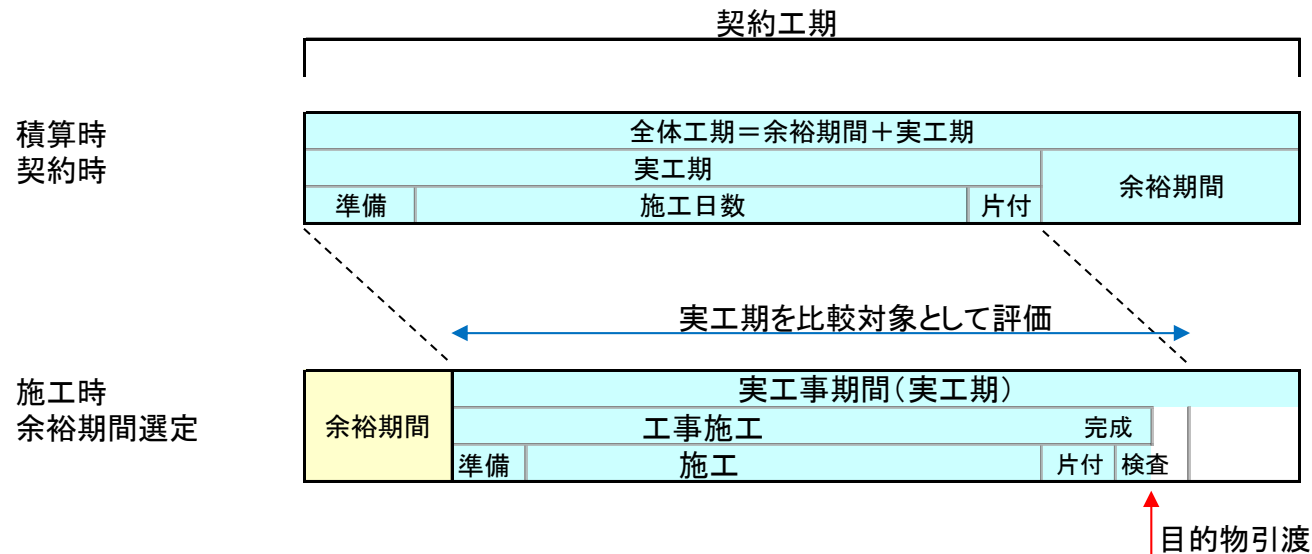
余裕期間選定で生じた工期の余裕は、受注者に与えた契約上の工期となる。工期延期の必要が生じた場合に発注者が一方的に延長工期から控除することは出来ません。

23 工事成績評定について

工事成績評定の工程管理は実工期と比較して評価する。(フレックス工期の場合)

工事の進捗を早めるための取り組みを行っている評価対象は、舗装工事等で当初から工期設定が長い工事は対象外となるが
余裕期間制度を適用した工事は実工期により評価する。

フレックス方式の場合で評定上の「余裕を持って完成」とは実工期と比較して評価する



上記の場合で、工事の進捗を早めるための取り組みを行っていれば評価する。

注意ポイント

フレックス方式を活用して工程管理の他に評価が想定されるもの

- ・余った余裕期間により、休日の確保を積極的(夏休みや年末年始の長期休暇化等)に行っている場合。
- ・余った余裕期間により、余裕ある工程とし、計画工程以外の時間外作業(早出残業)がほとんど無い場合。